

# 新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）事業 川本町宿泊業立地可能性調査業務 業務仕様書

## 1. 業務名

新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）事業  
川本町宿泊業立地可能性調査業務

## 2. 業務期間

契約締結日～令和8年2月27日

## 3. 対象地域

川本町全域

## 4. 業務目的

交流・滞在人口の拡大に伴い、人の往来の受け皿となる宿泊環境の確保に向け、民間投資を促すための一手法として、宿泊に関するニーズ調査、既存施設の現状把握等の調査検証を行い、調査結果に基づく宿泊環境確保に向けた可能性を検討する。

## 5. 委託料上限額

3,000 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 6. 業務概要及び内容

### (1) 実施項目

#### ① 年間を通じた宿泊需要の「見える化」

##### ア) ビジネス需要調査

（商工会と連携した会員企業アンケートを通じたビジネス用途の宿泊需要の把握）

##### イ) 観光需要調査

（観光協会や（一社）かわもと暮らしと連携した各種イベントの来訪者数から宿泊需要を推計）

##### ウ) 帰省者需要調査

（関係各所の聞き取りから宿泊需要を検討）

##### エ) 島根中央高校に関する需要調査

（学校関係者からの聞き取りにより宿泊需要を把握）

##### オ) 島根フィルハーモニーの活動に伴う需要調査

（（一社）かわもと暮らしより年間計画から宿泊需要を把握）

##### カ) 既存宿泊施設の実態調査

（稼働状況（宿泊数や属性）や満室時の取りこぼし需要の把握）

#### ② 新たな宿泊業立地の可能性分析等

##### ア) 川本町に適した宿泊施設の運営形態の検討・経済波及効果の分析

（町外事例等の調査・分析、宿泊業立地に伴い地域に与える経済波及効果分析）

##### イ) 宿泊業の開業に向けた可能性のある運営形態等の提案

（運営形態の提案に対する事業検討者の見込）

##### ウ) 宿泊業立地に対する支援施策の提案

（上記各種調査や関係者からの聞き取り等により支援策を提案）

③ 上記のほか、その他の調査項目については企画提案による。

## (2) 調査方法

受託者は、町と協議し作成した調査票（A4判1枚程度）及び記入要領を調査対象施設へ発送又は現地聞き取り等により調査票を回収する。

## (3) 中間結果のプレゼンテーション及び報告

① 商工会、観光協会や（一社）かわもと暮らしなど関係機関及び構成事業者に対し、宿泊需要等の中間結果を共有し、官民連携による宿泊業立地の気運醸成のきっかけとなる機会を設けること。

② 次年度予算検討に向け、町に対し中間結果を報告すること。

## (4) 調査結果の集計等

各状況が分かるように集計し、分析等の結果及び課題等を報告するとともに、可能な範囲で課題への対応策を提案すること。

## 7. 打ち合わせ等

(1) 本業務を適正かつ円滑に遂行するため、受託者は連絡体制図等を作成し、業務責任者等を明らかにするとともに、業務の遂行に支障がないよう県と常に密接な連絡や協議を行うものとする。

(2) 受託者は業務責任者を初回、中間時、納品時など、必要に応じて必ず同席させ、円滑な業務遂行に努めるものとする。

## 8. 成果品の提出

### (1) 報告書

A4縦版（A3版折込可） 6部

### (2) 報告書の電子データ

CD-R 1枚

※提出する電子データは、ウイルス等のチェックを実施しておくこと。

提出資料の引き渡し後、データ等に不具合が生じた場合は、受託者の責任において対応すること。

### (3) 納入時期

成果品は、定められた時期までに遅滞なく提出すること。

### (4) 成果品の帰属

成果品は、町に帰属するとともに、許可なく複製又は他に公表してはならない。

## 9. 資料の貸与等

本業務の遂行に当たり、必要に応じて町が所有している既存資料等を貸与する。貸与された資料は、業務完了時に全て返却するものとする。

## 10. 関係法令及び条例の遵守

受託者は、本業務の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例を遵守しなければならない。

## 11. 秘密の保持

受託者は、本業務の遂行により、知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

## 12. 検査

(1) 受託者は、業務遂行後、本町の検査を受けなければならない。

- (2) 本業務は、町の完了検査をもって完了とする。なお、納品後に成果品に記入漏れ、誤り等不備が発見された場合は、受託者の負担において速やかに訂正しなければならない。

#### 13. 委託業務完了後の提出書類

受託者は、委託業務完了後、速やかに業務完了報告書、納品書及び8の成果品を提出するものとする。

#### 14. 支払条件等

原則として精算払いとする。

ただし、業務上必要と認められる場合は、契約に基づき、前金払いをすることができる。

#### 15. その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、契約書及び本業務仕様書によるほか、町の指示によらなければならない。
- (2) 本業務委託の仕様書記載事項に疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項が生じた場合、受託者は本町と十分な打合せ及び協議を行い、業務の遂行に支障ないように努めなければならない。
- (3) 契約に要する経費は受託者の負担とする。